

コンサルティング料

- 1 コンサルティング依頼者は、アズール&カンパニーが本件コンサルティング業務を行った人材の採用を決定し且つ当該採用決定者（以下「本件採用決定者」という。）との間で労働契約、委任契約等の契約（以下「労働契約等」という。）を締結した場合、コンサルティング料を支払うものとする。
- 2 第1項のコンサルティング料は、本件採用決定者がその労働契約等の開始日から1年間に甲より支給される収入（月次給与・報酬等の12ヶ月分、通勤費を除く全ての諸手当、賞与及び一時金を含む。）の合計額に35%を乗じた金額（消費税は別途。）とする。